

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和4年度 台風来襲時における漂流物の挙動に関する研究委託
業 務 概 要	本委託業務は、台風作用時のコンテナの倒壊・漂流予測を可能とする評価手法を確立することを目的として、固気液混相モデルCADMAS-SURF/3D-2Fを用いた風波の生成過程とコンテナの漂流に関する検討、コンテナの固定方法に関する数値的検討手法の開発及び管内港湾を対象とした台風作用時のコンテナ挙動に関する数値的な検討を実施するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 名古屋港湾空港技術調査事務所長 近藤 達男 愛知県名古屋市南区東又兵ヱ町1丁目57-3
契 約 年 月 日	令和4年 6月20日
契 約 業 者 名	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
契 約 業 者 の 住 所	神奈川県横須賀市長瀬3-1-1
契 約 金 額	14,943,500円 (税込)
予 定 価 格	14,968,090円 (税込)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 務 場 所	—
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和4年 6月20日
履 行 期 間 (至)	令和5年 2月28日
備 考	

委 託 先 選 定 理 由 書

1. 件 名

令和4年度 台風来襲時における漂流物の挙動に関する研究委託

2. 委託先

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
神奈川県横須賀市長瀬 3丁目1番1号

3. 委託先選定理由

中部地方整備局管内の港湾では、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所が開発した高潮津波シミュレータSTOCを使用して、平成21年に発生した台風18号による三河港のコンテナ流出や、清水港等における津波漂流物の解析を実施してきた。STOCによるコンテナ流出を再現した漂流物解析では、高潮による流れと風を考慮できるが、波の影響は考慮されていない。そのため、平成30年に発生した台風21号による神戸港ポートアイランド等のコンテナ流出のような、高潮と高波が作用した結果発生するコンテナ流出は、波の影響を考慮していないSTOCでは解析が不可能である。

本委託業務（以下：本業務）は、台風作用時のコンテナの倒壊・漂流予測を可能とする評価手法を確立することを目的として、固気液混相モデルCADMAS-SURF/3D-2Fを用いた風波の生成過程とコンテナの漂流に関する検討、コンテナの固定方法に関する数値的検討手法の開発及び管内港湾を対象とした台風作用時のコンテナ挙動に関する数値的な検討を実施するものである。本業務を履行するためには、各種数値モデル及びプログラム開発について十分に熟知しているとともに、以下の能力・知見（技術）を有している必要がある。

- ①港湾構造物に作用する波浪、高潮に関する高度な知見
- ②港湾における高潮漂流物の定量的評価に関する高度な知見
- ③数値波動水槽CADMAS-SURF/3D-2Fの改良に関する高度な知見

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所は、港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に資するとともに、港湾及び空港の整備等に関する技術の向上を図ることを目的として設置された研究機関である。

また、同研究所は、港湾構造物に作用する波浪、高潮、津波に関する研究を行っており、高潮津波シミュレータSTOCや数値波動水槽CADMAS-SURF/3D-2F等様々なプログラムを開発した実績があり、高潮津波による漂流物の定量的評価に関して学術的及び実務的な専門知識を有しており、各種数値モデル及びプログラム開発に精通している。

そのため、本業務を効率的かつ円滑に実施する機関は国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所以外にない。

また、令和4年5月13日から令和4年5月27日まで行った、本業務の「参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示」の結果、応募者がなかったことにより、上記の要件を満たすものが国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所以外に存在しないことが確認された。

以上の理由から契約の性質または目的が競争を許さないと認められるため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約を行うものである。